

田 川 市 防 災 会 議 委 員 各 位

田 川 市 防 災 会 議

会 長 (田 川 市 長) 村 上 卓 哉

田 川 市 防 災 会 議 (書 面) の 開 催 に つ い て

時 下 、 委 員 各 位 に お か れ ま し て は 、 益 々 御 清 祥 の こ と と お 慶 び 申 し 上 げ ま す 。

平 素 より 当 市 の 防 災 行 政 に 御 協 力 い た だ き 、 誠 に あ り が と う ご ざ い ま す 。

さ て 、 第 2 回 田 川 市 防 災 会 議 を 書 面 に て 開 催 さ せ て い た だ き ま す 。 本 来 で あ れ ば 対 面 で の 開 催 が 望 ま し い と ころ で す が 、 諸 事 情 に よ り 時 間 の 調 整 が 困 難 な た め 、 書 面 開 催 と さ せ て い た だ き ま し た 。 何 卒 御 理 解 く だ さ い ま す よ う お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

つ き ま し て は 、 下 記 の 議 題 を 御 確 認 い た だ き 、 各 議 題 に 対 す る 賛 否 を お 知 ら せ く だ さ い 。 お 忙 し い と ころ 恐 れ 入 り ま す が 、 何 卒 よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

記

議 題 1 田 川 市 防 災 会 議 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

1 改 正 理 由

防 災 会 議 の 専 門 性 の 向 上 と 円 滑 な 運 営 を 図 る た め

2 改 正 内 容

(1) 委 員 の 任 期 を 2 年 に 統 一 す る (第 3 条 第 7 項)

現 行 の 規 定 で は 、 防 災 会 議 委 員 の う ち 、 関 係 行 政 機 関 職 員 等 の 委 員 に つ い て 任 期 が 定 め ら れ て い な い た め 、 実 務 上 、 在 任 期 間 を 任 期 と し て い ま す 。 今 回 の 改 正 に よ り 、 す べ て の 委 員 の 任 期 を 2 年 に 統 一 し ま す 。 こ れ に 伴 い 、 現 委 員 の 任 期 は 令 和 9 年 5 月 3 1 日 ま で と し ま す 。

【 効 果 】 任 期 の 統 一 に よ り 、 選 任 や 退 任 時 の 事 務 処 理 が 円 滑 化

【 影 響 】 特 に な し 。 再 任 の 制 約 が な い た め 、 継 続 的 な 人 材 確 保 が 可 能

(2) 専 門 委 員 の 人 選 の 幅 を 広 げ る (第 4 条 第 2 項)

現行の規定では、防災会議に設置する専門委員が関係行政機関や公共機関等の職員に限定されています。今回の改正により、幅広い人材を確保することで、防災会議の専門性をさらに向上させます。

【効果】より実効性のある調査・検討体制を構築可能。

【影響】特になし。

(3) その他

軽微な文言の修正

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 施行期日

公布の日から施行する。

5 回答方法

別紙2に必要事項を御記入の上、メール、ファクス又は同封の返信用封筒にて御返送ください。

6 回答期限

令和7年7月28日（月）

7 その他

条例改正案は田川市議会9月定例会に提案します。議決後は、新規又は現行委員の中から専門委員を委嘱し、避難行動要支援者制度の見直しについて議論することを予定しています。

問い合わせ

田川市 安全安心まちづくり課 防災安全対策室

担 当：松田、溝口

電 話：0947-85-7114

ファクス：0947-46-0124

メール：bousaianzen@lg.city.tagawa.fukuoka.jp